

買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う
株券上場審査基準等の一部改正について

平成 18 年 3 月 7 日
株式会社 東京証券取引所

当取引所は、投資者保護及び東証市場の国際性の観点から、買収防衛策の導入に係る適時開示の枠組みを整備し、上場会社が買収防衛策の導入にあたって尊重すべき事項を明らかにし、尊重義務違反に対する公表措置などの実効性確保のための措置を新設するなど、買収防衛策の導入に係る上場制度の整備を行うとともに、定款の記載内容が株主・投資者の投資判断に与える影響の大きさに鑑み、定款の変更に係る適時開示の制度を整備するため、「株券上場審査基準」等の一部改正を行います（詳細は規則改正新旧対照表をご覧ください）。

改正の概要は、以下の通りです。

概要	(備 考)
1. 適時開示 買収防衛策の導入又は発動に伴う新株又は新株予約権の発行については、発行価額の大小にかかわらず開示を要することとします。	・ 適時開示規則取扱い 1. の 3 (1) a
2. 尊重義務 上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、以下の事項を尊重するものとします。 (1) 開示の十分性 買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと (2) 透明性 買収防衛策の発動及び廃止の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと (3) 流通市場への影響 株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと (4) 株主権の尊重 株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること	・ 適時開示規則第 1 条の 3 第 1 項
3. 上場審査基準 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、尊重義務の遵守を上場審査における適格性の要件とします。	・ 株券上場審査基準取扱い 1. (2) e の

(b)等

4. 尊重義務に反する旨の公表

当取引所は、上場会社が尊重義務に反すると認める場合には、その旨を公表することができるものとします。

この認定については、買収防衛策の内容及びその開示状況を総合的に勘案して行うものとします。

・適時開示規則第1条の3第2項、同取扱い1.の2

5. 上場廃止

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないときには、上場を廃止するものとします。

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、次の行為を行っているとして当取引所が認めた場合を含むものとします。

- (a) ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入
- (b) ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- (c) 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合を除く)

・株券上場廃止基準第2条第1項第17号、同取扱い1.(14)

6. 定款変更に係る適時開示等

上場会社の業務執行を決定する機関が「定款の変更」を行うことについての決定をした場合に、その内容を開示しなければならないこととします。

上場会社(上場外国会社を除く。)は、定款の変更後遅滞なく変更後の定款を電磁的記録により提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。

・適時開示規則第2条第1項第1号a i、同取扱い5.(3)fの2等

施行日

- ・ 平成18年3月8日から施行します。
- ・ 施行日において現に上場会社（上場外国会社を除く。）である会社は、平成18年5月31日（2月決算会社及び3月決算会社にあつては、同年7月31日）までに当取引所に定款を電磁的記録により提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとしします。

以 上

買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等の概要

買収防衛策の導入等に係る上場制度の整備

1. 基本的な考え方

買収防衛策の導入等については、当然のことながら、適法性やいわゆる企業価値基準（企業価値を向上させる買収を排除せず、企業価値を毀損する買収は忌避できるような買収防衛策のあり方）に照らした妥当性等を十分に検討のうえ行われるものと思われませんが、当取引所では、市場開設者の立場から、これらに加え、上場会社は、買収防衛策の導入時点の株主のみでなく、潜在的投資者を含む幅広い投資者層の投資対象であり、投資者保護の観点から買収防衛策に関して十分な配慮が求められるものと考えています。

当取引所では、このような考え方に基づき、あわせて、国際的な動向を踏まえつつ、買収防衛策の導入等に係る上場制度の整備を行っています。

2. 制度の概要

(1) 用語の定義

用語	定義
買収	会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為
買収防衛策	株式会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により自己に対する買収の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるもの
導入	買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定すること
発動	買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすること
(買収防衛策の)廃止	買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めること
ライツプラン	買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策

ライツプランを除き、経済産業省、法務省による「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(企業価値防衛指針)と同じ定義です。

上場制度上の「買収防衛策」は、いわゆる平時導入の買収防衛策を意味します。

上場制度上の「買収防衛策」の定義には、事前警告型の買収防衛策が含まれます。また、定款の定めについてもその内容によっては買収防衛策に該当する場合があります。

(2) 適時開示

上場会社の業務執行を決定する機関が新株又は新株予約権を発行することを決定した場合には、適時開示規則に基づく開示が必要となりますが、買収防衛策の導入又は発動に伴う発行については、軽微基準は設けないこととします。(適時開示規則取扱い1.の4(1)a)

事前警告型の買収防衛策や条件決議型の買収防衛策の導入など、導入時点では新株又は新株予約権の発行を伴わない買収防衛策の導入については、当該情報が投資者の投資判断に重大な影響を与えない場合を除き、適時開示が必要になります。(適時開示規則第2条第1項第1号aj)

また、具体的に買収者が出現した場合、導入した買収防衛策を発動した場合、又は廃止した場合にも、「開示事項の経過」として開示が必要になります。また、買収防衛策の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示が必要になります。

買収防衛策の導入の開示については、開示すべき内容の一部しか決まっていない場合には、その段階で決まっている事項を開示し、その他の内容については決まり次第追加開示することとしてください。

(3) 尊重義務

上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、以下の4つの事項(尊重事項)を尊重するものとします。(適時開示規則第1条の3第1項)

開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと

買収防衛策の適時開示にあたっては、株主による買収防衛策に対する賛否の判断及び投資者による投資判断のための十分な基礎となる情報が提供される必要があります。(開示上の注意事項に関しては、3.をご覧ください)

透明性

買収防衛策の発動及び廃止の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと

買収防衛策の発動及び廃止の条件が、経営者の判断に依存するものである場合には、その判断過程が不透明であることなどにより、経営者によって発動・廃止等が恣意的に決定されるおそれがあります。これは、企業価値基準の観点から不相当であるのみならず、投資者に対して十分な投資判断材料が与えられないこととなり、投資者は会社の動向に関して不透明な状態での売買を強いられる結果となります。

そのため、買収防衛策の発動及び廃止の条件は、経営者の恣意的な判断に依存するものでないことが求められます。

流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと

買収防衛策の内容そのものに、株価形成を著しく不安定にする、投資者の保有している株式の価値を低下させるなどの要素がないことが求められます。

株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること

買収防衛策には様々な形態が考えられますが、そのなかには、買収者を含む株主の議決権の構造を変更する方法や、議決権以外の財産権の毀損を伴う方法もあります。そのため、買収防衛策の導入にあたっては、株主の権利内容及びその行使に配慮していただく必要があります。

(4) 尊重義務に反する旨の公表等

当取引所は、尊重義務の実効性を確保するため、上場会社及び新規上場申請者に対して以下のような対応をとることとしています。

尊重義務に反する旨の公表

当取引所は、上場会社が尊重事項を尊重していないと認める場合には、その旨を公表することができます。(適時開示規則第1条の3第2項)

当取引所は、この認定については、買収防衛策の内容及びその開示状況を総合

的に勘案して行います。(適時開示規則取扱い1.の2)

尊重義務に反する旨の公表は、投資者に対する注意喚起の観点から行う措置です。したがって、尊重義務に反すること、若しくはその状態が継続することのみをもって、上場廃止の措置が取られる若しくは改善報告書の提出が求められるといったことはありません。

上場外国会社に対する公表措置の適用にあたっては、本国の法制度等を勘案します。

上場審査基準

新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、尊重事項を尊重していることを上場審査における適格性の要件とします。(上場審査基準取扱い1.(2)eの(b)、同7.(1)dの(c)等)

上場外国会社に対する適用にあたっては、本国の法制度等を勘案します。

(5) 株主の権利の不当な制限に係る上場廃止基準等

上場廃止基準

当取引所は、上場銘柄について、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないとき」には、その上場を廃止するものとします。(上場廃止基準第2条第1項第17号)

当該上場廃止基準の対象となる行為は、尊重義務に反する旨の公表措置とは異なり、買収防衛策の導入に限られるものではありません。

「6か月以内」とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた日から起算して6か月目の日までの期間を指します。(上場廃止基準取扱い1.(14)b)

上場会社が買収防衛策を導入したことにより「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときには、上場廃止基準に該当したものと取り扱います。(上場廃止基準取扱い1.(14)c)

上場外国会社に対する適用にあたっては、本国の法制度等を勘案します。

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして当取引所が認めた場合を含むものとしています。(上場廃止基準取扱い1.(14)a)

随伴性のないライツプランの導入

ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を
導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入
(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点に
おいて暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

このような随伴性のないライツプランが実際に発動されると、新株予約権の割当日より後に株式を取得した株主については、買収者であるか否かにかかわらず、保有している株式の希釈化による著しい損失を被ることになります。また、実際に発動されないまでも、発動が懸念される状況が生じた際には、株式の価格形成が極めて不安定となることが想定されます。そのため、このような随伴性のないライツプランの導入は、株価形成を著しく不安定にするおそれがあるとともに、株主の財産権を不当に毀損するものとして、上場廃止の対象となります。

他方、いわゆる信託型ライツプランでは、新株予約権が当初信託銀行に対して発行され、買収者が出現し、所定の発動事由が充足された後にはじめて、信託銀行から発動の際の株主に対して交付される仕組みであり、その結果、新株予約権の発行後に株主となった者も含め、発動の際の株主は等しく新株予約権の交付を受けられます。このような実質的に随伴性が確保されたライツプランの導入は、事前警告型や条件決議型など導入時点で新株予約権の発行を伴わない買収防衛策と随伴性の点で差異がないので、「随伴性のないライツプランの導入」による上場廃止の対象とはなりません。

デッドハンド型のライツプランの導入

株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止
又は不発動とすることができないライツプランの導入

いわゆるデッドハンド型のライツプランについては、企業価値防衛指針において、企業価値を向上する買収提案さえも実現しない、企業価値基準に反する買収防衛策であるとされています。

当取引所の上場制度上も、このような買収防衛策を導入している会社の株式は、事実上経営者を交代させるという株主の権利の行使が不当に制限された状態にあるものとして、上場廃止の対象となります。

拒否権付種類株式の発行

拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定

(会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合を除く。)

持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式(商法第222条第9項)又は取締役選任権付種類株式(商法第222条第1項第6号)を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると当取引所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。

取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式の発行は、取締役の選解任などの株主にとって重要な権利を不当に制限するものなので、当該発行に係る決議又は決定は、上場廃止の対象となります。

ただし、「会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、割当対象者の属性及び権利内容その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合」には、例外的にその発行が許容されます。この要件に該当する可能性がある場合としては、民営化企業が、その企業行動が国の政策目的に著しく矛盾することがないよう、国を割当先として拒否権付種類株式を発行する場合が考えられますが、具体的には事前相談において、個別の事案ごとに判断することとします。

また、持株会社である上場会社については、その子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を上場会社以外の者に対して発行する場合も、上場廃止基準の対象となる可能性があるため、このような子会社による株式の発行を検討する際、当取引所に必ず事前に相談してください。また、実際にこのような株式を子会社が発行する場合には、直ちに当取引所に通知しなければならないこととしています。(適時開示規則取扱い5.(5)m)

既上場会社が新たに拒否権付種類株式を発行する場合については、既存の一般株主の利益が侵害されるおそれが大きいため、上場廃止基準の例外の適用は慎重に行います。

上場審査基準

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと」を上場審査における適格性の要件とします。(上場審査基準取扱い1.(2)eの(a)、同7.(1)dの(b)等)

上場外国会社に対する適用にあたっては、本国の法制度等を勘案します。

上場会社の組織再編に係る新設会社等の簡易な上場審査においては、上場時において、上場銘柄が上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」に該当しないこととなる見込みがあることを要することとしています。(上場審査基準第4条第5項、同第6条第4項)

(6) 適用関係

上記の規則改正は平成18年3月8日から施行し、上場審査基準及び同取扱いの改正については、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用します。

3. 開示上の注意事項

(1) 事前相談の重要性

当取引所は、上場会社が導入する買収防衛策に関して、尊重義務に反すると認める旨の公表措置や上場廃止の措置をとることがあります。これらの措置をとるか否かの判断にあたっては、個別の事案ごとの内容及び開示の状況を総合的に勘案することとしています。これは、買収防衛策に関しては今後の実務の一層の進展が予想され、個別の事案ごとの内容や開示の状況に応じた柔軟な対応を行う必要があると考えられるためです。

このような柔軟な上場管理を当取引所が円滑に実施できるよう、上場会社におかれましては、買収防衛策の導入を決定・公表に先立って、十分な時間的余裕を持った事前相談を寄せていただく必要があります。上場会社がこれを怠った結果、当取引所において十分な検討期間が確保できない場合には、買収防衛策の導入を延期するようお願いする場合があります。この事前相談は、買収防衛策を新たに導入する場合だけでなく、既に導入した買収防衛策の内容を変更する場合についても必要です。

事前相談は、開示資料のドラフトを提示する形で行ってください。事前相談の具体的な実施時期は、公表予定日の2～3週間前を目安とします。ただし、導入の前

例のないスキームを検討されている場合や尊重義務遵守などの関係で懸念事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって事前相談に臨んでいただきますようお願いいたします。

4月から5月にかけては、3月期決算会社から6月に実施する株主総会への付議に向けての事前相談が多く寄せられることが予想されますので、さらに余裕をもってご相談するようにしてください。

詳細については、上場部の上場管理担当者にお問合せください。

(2) 開示上の注意事項

買収防衛策の導入に伴う新株又は新株予約権の発行の開示資料の作成にあたっては、通常の新株又は新株予約権の発行の場合の開示事項に加えて、以下の事項について記載するようお願いいたします。

- ・ 買収防衛策導入の目的
- ・ スキームの内容
- ・ 導入に係る手続・日程
- ・ 買収者出現時の手続
- ・ 株主・投資者に与える影響

スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収防衛策の合理性を高めるための工夫（たとえば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的な買収防衛策の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく、記載していただくことが必要です。

買収防衛策の導入にかかる開示の表題には、「買収防衛策」という文字を必ず入れてください。

また、具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収防衛策を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載していただきたいと思っております。

(3) その他の注意事項

事前相談においては、尊重義務遵守の観点から、買収防衛策の類型ごとに以下の事項について判断に時間を要すると考えています。

ただし、株主総会決議を経て導入する場合など、買収防衛策の適正さを高める特段の事情がある場合には、それを考慮します。

ライツプラン

- 株主の総体的意思

買収防衛策の廃止又は不発動の判断にあたって株主の意思（個々の株主の意思ではなく、株主総会決議によって示されるような総体的な株主意思）が反映される仕組みになっていることは、買収防衛策の適切な運用の観点から非常に重要です。

そこで、事前相談にあたっては、ライツプランがデッドハンド型に該当しないかどうかに加え、取締役の選解任に関する株主総会の決議要件や取締役の任期などの確認を通じて、1回の株主総会で取締役の過半数を支配することが困難となっていないか、開示資料等により確認します。

- 発動等の判断の枠組み

発動等の判断については、経営者の恣意的な判断に依存する不透明なものではないことが求められます。

ライツプランの発動及び廃止又は不発動の実質的な判断主体（独立委員会等の勧告に基づいて取締役会が決定する場合における当該独立委員会等を含みます）の判断の公正性・中立性は、投資者にとって非常に重要な情報です。そこで、当該判断主体について、経営者からの独立性、専門性（企業価値に関する知識の不足を補うための専門家の関与や独立調査権限等を含みます）会社に対する責任（たとえば委員会における取締役・監査役と社外有識者との構成割合など）といった事項が、開示資料に十分に記載されているかについて確認します。

また、判断主体の公正性・中立性が上記の手续によって十分に確認できない場合には、客観的な発動及び廃止又は不発動の条件や判断基準が開示資料に記載されているかについて、確認します。

- 流通市場に与える影響

買収防衛策は、株式の価格形成を著しく不安定にする等、投資者に不測の損害を与える要因を含まないことが求められます。

ライツプランの発動の決定がなされ、株式の割当を受けるべき株主が確定し

た後においてもなお発動が中止される可能性がある場合には、割当対象株主が確定した後の株式の価格形成が不安定になるおそれがありますが、買収者との対等な交渉を実現するというライツプランの目的に照らすと、発動の決定後に買収が中止された場合や買付条件の引上げにより両社が合意に至った場合に発動を中止できることには、企業価値・株主利益向上の観点から意義があるので、このような可能性がある場合にはその旨の開示が十分になされていることを、事前相談によって確認することとします。

また、株価形成を不安定にするその他の要因がスキームに内在しないかどうかについても確認します。

事前警告（大量買付ルールの設定）

いわゆる事前警告型の買収防衛策では、買収者が遵守すべきルール（買収者に関する情報の提供やその手続等を定めたルール）を上場会社が独自に定め、将来の買収者に対してその遵守を求める場合があります。

このような買収防衛策の開示にあたっては、当該ルールの合理性についての株主・投資者の判断に資するため、当該ルールの内容がわかりやすく開示されることが求められます。

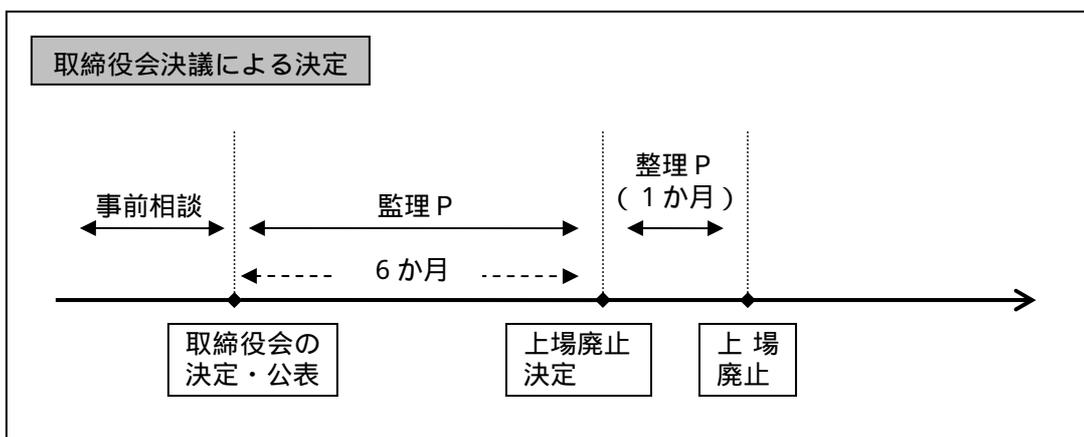
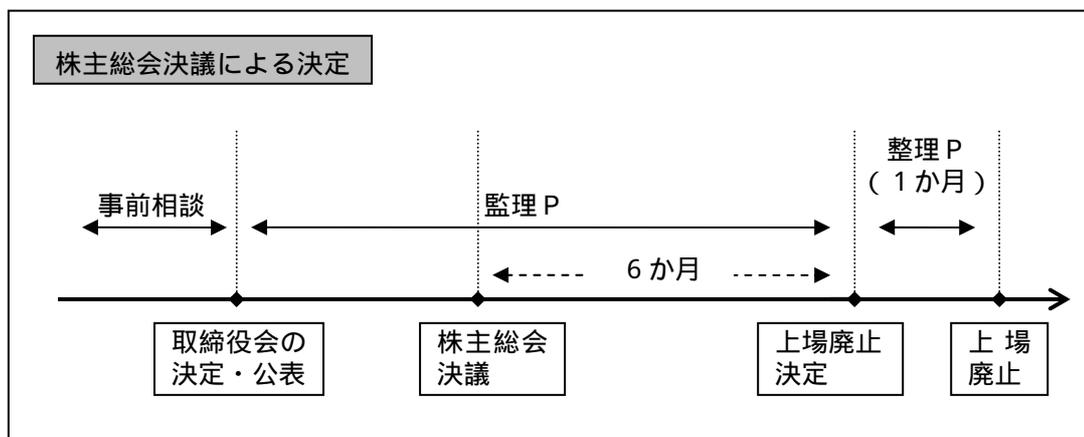
具体的なルールの内容は、ルールの運用主体、提出情報の内容や提出等の手続、買収者が大量買付ルールを守った場合・守らなかった場合それぞれの会社の対応などであり、これらのルールの内容が開示資料にわかりやすく記載されているかについて確認するとともに、ルールの合理性（株主・投資者に対する情報提供の観点からみて過剰な情報を求めているか、検討期間が過度に長期となるおそれはないか、ルール違反に対する対抗措置が過剰ではないか等）に関する説明が十分になされているかについて、確認します。

なお、大量買付けルールの事前警告を設定した買収防衛策であっても、対抗措置としてライツプランに相当する措置（すなわち買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権の株主割当等）を将来行う可能性があるものについては、その態様に応じて、その旨と前記 に準拠した事項を開示していただく必要があります。

種類株式等の発行

種類株式又は新株予約権の発行により上場株式の株主の議決権が制限される可能性や財産権が毀損される可能性がある場合については、株主の権利の尊重が図られているかを判断する必要から、所要の審査のために十分な時間的余裕をもって事前相談をしていただく必要があります。

4. 株主の権利の不当な制限に係る上場廃止基準の審査の流れ



(1) 事前相談

決定・公表に先立ち、十分な時間的余裕を持って当取引所に事前相談を寄せてください。

(2) 監理ポストへの割当て

株主の権利の不当な制限に係る上場廃止基準の対象となるような行為について、原則として、取締役会決議がなされ公表が行われた日に、監理ポストへの割当てが実施されます。(監理ポスト及び整理ポストに関する規則第7条第1号aの(m)の3)

監理ポストへの割当期間は、最終的な決定の日から起算して6か月目の日までです。すなわち、当該行為が株主総会決議事項である場合には株主総会の決議日から起算して6か月目の日まで、取締役会決議事項である場合には取締役会の決議日から起算して6か月目の日までです。この期間中において、再度株主総会を開催すること等により、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」と当取引所が

認めた」状態が解消された場合には、それが確認された日をもって監理ポストの割当てを解除します。

また、買収防衛策の導入により監理ポストに割り当てられた上場会社が、当該割当期間中に当該買収防衛策を発動させた場合には、その日をもって上場廃止基準に該当し、整理ポストに割り当てることとします。

(3) 整理ポストへの割当て

上記の期間において、スキームの十分な見直し等が行われなかったことにより、「上場株式が備えるべき基本的かつ重要な権利が著しく損なわれている」と当取引所が認められた」状態が解消されなかった場合及び買収防衛策の導入により監理ポストに割り当てられた上場会社が、当該割当期間中に当該買収防衛策を発動させた場合には、当取引所は当該銘柄の上場廃止を決定し、整理ポストに割り当てます。

原則1か月の整理売買後、上場廃止とします。

定款の変更に係る上場制度の整備

1. 制度の概要

(1) 定款の変更に係る適時開示

上場会社の業務執行を決定する機関が、「定款の変更」を行うことを決定した場合であって、かつ、当該決定内容が以下に該当する場合、又は、該当しないことが明らかでない場合、適時開示規則に基づく開示が必要となります。(適時開示規則第2条第1項第1号a i、同取扱い1.の3(1)m)

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止、変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

定款の変更理由が以下のいずれにも該当しないこと

- (a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- (b) 本店所在地の変更

(2) 定款の公衆縦覧

上場会社は、定款の変更を行った場合、変更後の定款を遅滞なく提出しなければならないこととしています。

上場外国会社以外の上場会社による当該定款の提出については、電子ファイルに

より行うものとします。当取引所は、このようにして提出を受けた定款を当取引所のホームページにおいて公衆の縦覧に供します。(適時開示規則取扱い5.(3)fの2)

適時開示に係る軽微基準に該当する定款の変更についても、変更後の定款の提出は必要です。(適時開示規則取扱い5.(1))

外国会社以外の新規上場申請者については、当取引所より上場承認を受けたときに、電子ファイルにより定款を提出するものとします。(有価証券上場規程取扱い8.(2))

(3) 適用関係

上記の規則改正は平成18年3月8日から施行します。

施行日において現に上場会社である会社(内国会社)は、平成18年5月31日(2月決算会社及び3月決算会社にあつては同年7月31日)までに当取引所に電子ファイルにより定款を提出するものとします。

2. 開示事項

「定款の変更」の項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限下記事項について記載するようお願いいたします。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。

- | |
|-----------|
| a 定款変更の目的 |
| b 定款変更の内容 |
| c 日程 |

公表資料には新旧対照表を添付してください。

3. 開示上の注意事項

「定款の変更」に併せて他の開示項目(例えば、「1. 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し」など)に関連する内容を伴う場合には、該当する開示項目についても参照してください。

以上